

## 静岡・清水商工会議所合併協議特別委員会小委員会 規程

### (設置)

第1条 静岡・清水商工会議所合併協議特別委員会規約（以下、「規約」という。）第8条第2項の規定に基づき、静岡・清水商工会議所合併協議特別委員会（以下「特別委員会」という。）に小委員会を設置する。

### (任務)

第2条 小委員会は、特別委員会から付託された事項について調査又は審議する。

### (委員)

第3条 小委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長、副委員長は委員のうちから、特別委員会の承認を得て特別委員会会長が指名する。
- 3 委員長は、会務を掌握し、小委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代行する。

### (会議)

第4条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が召集する。会議の開催の時期及び場所は、会議に付すべき議案とともに委員長があらかじめ委員に通知しなければならない。

- 2 会議は、小委員会の委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長が会議の議長となる。会議の議決については、原則として全会一致で決するものとする。

### (関係者等の出席)

第5条 小委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

### (報告)

第6条 委員長は、小委員会の調査又は審議の経過及び結果について、特別委員会に報告しなければならない。

### (委任)

第7条 この規程に定めるものの他、小委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附則

この規程は、平成20年8月26日をもって施行する。